

令和6年第12回羽咋市農業委員会会議録

1 日 時 委員会 令和6年12月25日(水)
開 会 午後1時20分 閉 会 午後2時00分

2 場 所 羽咋市役所203会議室

3 出席委員(10人)

②岩城 一成 ③徳島 伸精 ④山上 克秀 ⑤長濱 恵司
⑥山本 泰夫 ⑦松生 朋広 ⑨高田外喜子 ⑩梶田 幸雄
⑪川井 良平 ⑫村 桂司

4 欠席委員(2人)

①屋後 浩幸 ⑧中村 武史

5 農地利用最適化推進委員の出席委員(6人)

⑬大谷 辰伸 ⑬川口 勝博 ⑬悦永 秀雄 ⑬宮下 昇
⑬平内 義博 ⑬濱名 猛

6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(6人)

⑬榊谷 武史 ⑬松岡 清司 ⑬村田 清二 ⑬稲農 幹夫
⑬瀬戸 清明 ⑬石野 公章

7 事務局員 山本事務局長、清水次長、石端主事

8 付議案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 農用地利用集積計画について
- (4) 農用地利用集積等促進計画案について
- (5) 農地法制限除外の農地の移動届について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知について

9 議事録署名委員 5番 長濱委員 6番 山本委員

10 会議の結果

議案4件、報告2件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。

11 会議の概要

事務局長 お疲れさまです。皆さんおそろいになりましたので、少し時間早いですが、けれども、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。

委員の欠席届についてご報告申し上げます。1番、屋後委員、8番、中村委員から欠席される旨の連絡を受けております。

ただいまの出席委員は10名であり、農業委員会に関する法律の規定に基づき過半数を超えていることとありますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、村会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 (挨拶)

事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の議件につきましてご案内いたします。お手元の1ページをお開きください。

先ほど会長からありましたように、議案4件、報告2件となっております。

この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をお願いいたします。

議長 では、ただいまから会議を開きます。
本日の議事録署名員に、5番、長濱委員、6番、山本委員を指名します。
会議を始めますが、本日上程されている議案第2号の整理番号1番につきましては、申請面積が1,000㎡を超える案件となっておりますので、議案を審議する前に全員で現地を確認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 それでは、一旦、暫時休憩といたします。

(現 地 視 察)

議長 では、会議を再開します。
「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書2ページをご覧ください。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」ご説明します。

整理番号1番の申請地は〇〇町の田2筆と畑3筆で、合計面積は1,819㎡です。

位置図は3ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、その他によるものです。譲受人の申請事由は、その他によるもので、贈与による所有権移転となっております。

続きまして、整理番号2番の申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は78㎡です。

位置図は4ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、労力不足によるものです。譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

続きまして、整理番号3番の申請地は〇〇町の田1筆で、面積は1,760㎡です。

位置図は5ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

続きまして、整理番号4番の申請地は〇〇町の田1筆で、面積は821㎡です。

位置図は6ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、その他によるものです。譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、贈与による所有権移転となっております。

続きまして、整理番号5番の申請地は〇〇町の田1筆で、面積は5,020㎡です。

位置図は7ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、兼業による経営縮小によるものです。譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

事務局からの説明は以上です。

議 長

ありがとうございます。

担当委員さんのご意見を伺います。整理番号1番、〇〇委員さん。

担当委員

譲渡人の〇〇県在住の〇〇さんと譲受人の〇〇市在住の〇〇さんの両氏に状況を聞きました。

両氏は親戚関係にありまして、譲渡人家族全員が〇〇県に移住してからは、譲受人の父親が管理していました。今後、譲渡人が〇〇市に戻ってくるつもりがないので、贈与の話が出て、両家で話がまとまったそうです。譲受人の〇〇さんは、今まで田畑経営の経験はないのですが、贈与後は作付を頑張ると司法書士から聞きました。

念のため、〇〇町会長、生産組合長にも状況を説明してあり、特に問題はありません。

議 長

ありがとうございます。

整理番号2番、〇〇委員さん。

担当委員

これは譲渡人の〇〇さんが労力不足というか、できなくなったので〇〇さんに作ってもらおうという形で、両方ともよろしく願いますということでした。

議 長

ありがとうございます。

整理番号3番、〇〇委員さん。

担当委員

〇〇さんのほうへ行ってみいました。相手方の要望による売買でありまして、特に問題ありません。

議 長

ありがとうございます。

整理番号4番は事務局。

事務局

担当委員の〇〇委員さんからは、特に問題ないとの報告を受けております。以上です。

議 長

ありがとうございます。

整理番号5番は私のほうからさせていただきます。

譲受人の〇〇さんに確認したところ、以前20年ほど前から作付してお

り、譲渡人の〇〇さんは〇〇市在住で田んぼの所在地もはっきり分からない状況なので、〇〇さんに売買をお願いしたいということなので、問題がないということを確認しました。以上であります。

それぞれ担当委員さんはご異議なしということなので、何かご意見ございませんか。

全 委 員 なし。

議 長 承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、「議案第 1 号」は、異議なしと認め、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書 8 ページをご覧ください。

「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明します。

整理番号 1 番の申請地は〇〇町の畑 2 筆で合計面積は 1,074㎡です。

位置図は 9 頁をご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、売買による所有権移転となっております。

転用目的は、貸重機・資材置場用地とするための申請となっております。

申請地は、農振地域外で第 1 種住居地域に指定された都市計画区域であることから第 3 種農地と判断します。

なお、町会の同意を得ております。

続きまして、整理番号 2 番の申請地は〇〇町の畑 1 筆で、面積は 349㎡です。

位置図は 10 ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、売買による所有権移転となっております。

転用目的は、自己住宅用地とするための申請となっております。

申請地は、農振地域外で、第 1 種住居地域に指定された都市計画区域であることから第 3 種農地と判断します。

続きまして、整理番号 3 番の申請地は〇〇町の畑 1 筆で、面積は 808㎡です。

位置図は 11 ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、売買による所有権移転となっております。

転用目的は、駐車場用地とするための申請となっております。

なお、この申請地は、平成 14 年に転用許可を受けており、当時、〇〇の貸駐車場用地としての計画でありましたが、計画が実行されておらず、今回新たに申請地に隣接する箇所で工場が増設されることから、工場の駐車

場用地に転用目的を変更する申請が出されております。今回の申請は、計画変更申請も同時に提出していただいております。

申請地は、農振地域内の農用地外にあり、一団の農地が10ha未満の第2種農地と判断します。

なお、生産組合の同意を得ております。

続きまして、整理番号4番の申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は200㎡です。

位置図は12ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、売買による所有権移転となっております。

転用目的は、自己住宅用地とするための申請となっております。

申請地は、農振地域内の農用地外にあり、則第43条第1項に該当するため第3種農地と判断します。

なお、生産組合の同意を得ております。

続きまして、整理番号5番の申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は186㎡です。

位置図は13ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、使用貸借による設定となっております。

転用目的は、自己住宅用地とするための申請となっております。

申請地は、農振地域内の農用地外にあり、一団の農地が10ha未満の第2種農地と判断します。

なお、土地改良区及び生産組合の同意を得ております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。

担当委員さんのご意見を伺います。整理番号1番、2番、〇〇委員さん。

担当委員 1番につきましては、先ほど現地を確認してもらったとおりなのですが、譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんに確認をしてきました。

2番につきましては、2人とも遠方ですので、〇〇司法書士さん、代理人でしたので確認を取ってきました。ともに問題はないかと思います。

議長 ありがとうございます。

整理番号3番、〇〇委員さん。

担当委員 申請代理人の〇〇事務所さんに確認しました。

先ほど事務局からの説明にもありましたとおり、この地図の申請地の下のほう、これはもともと〇〇がありまして、今は潰れてないんですけども、その当時からここを駐車場にしたいという計画があったということで、今回、この〇〇の跡地に〇〇さんが新たに工場を造るということで、またここに駐車場にしたいということです。問題ないと思われます。

議長 ありがとうございます。

整理番号4番、事務局、お願いします。

事務局 担当委員の〇〇委員さんからは、特に問題がないとの報告を受けております。

議長 整理番号5番、〇〇委員さん。

担当委員 本人に確認したところ、記載どおり間違いないということで確認いたしました。別に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

担当委員さんはそれぞれ異議なしということですが、何かほかにご意見ございませんか。

なければ、原案どおり上申してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第2号」は原案どおり上申することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第3号 農用地利用集積計画について」ご説明します。

議案書16ページをご覧ください。

利用権設定の概要です。

今回は田35筆の設定があり、合計面積は83,368㎡です。

権利設定期間別に見ますと、田は3年が5筆、5年が2筆、10年が28筆となります。

申請件数は、貸手農家が15件、借手農家が13件となります。

各筆明細の一覧は、議案書17ページから18ページに記載しております。

申請件数は17件で、新規設定が10件と再設定が7件です。

案件全てが農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありました。何かこれについてご意見があればお願いします。

全委員 異議なし。

議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第3号」は、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について」ご説明します。

議案書19ページから20ページをご覧ください。

今回、農地中間管理機構で設定される田が20筆あり、合計面積は39,089㎡です。

整理番号1番から8番につきましては、農地中間管理機構を利用した集積計画一括方式による設定です。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありました。何かこれについてご意見あればお願いしたいと思います。

全委員 異議なし。

議長 ご意見がなければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第4号」は、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第1号 農地法制限除外の農地の移動届について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書21ページをご覧ください。

「報告第1号 農地法制限除外の農地の移動届について」ご説明します。

届出地は、〇〇町の田1筆で、面積は150㎡メートルです。

位置図は22ページをご覧ください。

該当地は、農業振興地域内で団地が10ha以上の第1種農地に位置しています。

転用理由は、農機具格納庫を新設するものであり、農地法の許可を要しない制限除外の規定に該当しています。

なお、生産組合の同意を得ております。

事務局からの説明は以上です

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。この件について何かご意見があればお願いします。

全委員 異議なし。

議長 なければ、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「報告第1号」は報告のとおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」説明します。

議案書23ページをご覧ください。

今回解約される農地は田1筆で、面積は5,020㎡です。

対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は、議案書に記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま「報告第2号」について事務局より説明がありました。これについて何かご意見ございませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 なければ、「報告第2号」は報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 では、異議なしと認め、「報告第2号」は報告のとおり承認することに決定いたします。

以上で本日の全議案の審議が終了しました。

ここで一旦委員会を閉会し、その他に入りたいと思います。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人